

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-2
許認可等の種類	土地掘削許可の更新			
根拠法令条例等・条項	温泉法第5条第2項			
許認可等の概要	土地掘削許可の有効期間の更新			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 温泉法第5条 第3条第1項の許可の有効期限は、当該許可の日から起算して2年とする。 2 都道府県知事は、第3条第1項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、1回に限り、2年を限度としてその有効期間を更新することができる。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日			
期間の制定根拠	—			